

年金のお知らせ

戸籍年金係 内線333

保険料の納付忘れはありませんか？

■国民年金Q & A～国民年金の加入編～

Q：国民年金はどのような人が加入するのですか。

A：日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全て国民年金に加入することになっています。

自営業者、農業や漁業に従事している方は国民年金の保険料を自分で納めます。このような方を国民年金の第1号被保険者といいます。

会社などに勤め、厚生年金保険や共済組合に加入している方は、国民年金の保険料を直接納めることはありません。これは厚生年金保険や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担しているからです。このような方を国民年金の第2号被保険者といいます。

配偶者で厚生年金保険や共済組合に加入している方によって扶養されている方も国民年金の保険料を直接納めることはありません。これも厚生年金保険や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担しているからです。このような方を国民年金の第3号被保険者といいます。

Q：会社を退職後、2カ月後に再就職する予定です。それまでの間、国民年金に加入するのですか。

A：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合に加入している方を除いてすべて国民年金に加入することとなっています。ただし、厚生年金保険に加入している方については、自動的に国民年金にも加入している取り扱いとなっています。

あなたの場合、再就職して再び厚生年金保険に加入する予定とのことですが、その間の2カ月間は厚生年金保険に加入していない期間ですので、第1号被保険者として国民年金に加入していただくこととなります。

つきましては、送付された届書に必要な事項を記入のうえ、お住まいの市・区役所または町村役場の国民年金担当窓口で加入の届出を行ってください。

なお、厚生年金保険の老齢年金や共済組合の退職年金をもらっている場合には、加入する必要はありません。

Q：会社員である夫が退職しましたが、配偶者である私も国民年金の届出が必要ですか。

A：厚生年金保険や共済組合に加入している方に扶養される配偶者の方は「第3号被保険者」となっています。ご主人が会社を退職されたときは「第1号被保険者」として国民年金に加入することになりますので、ご主人とともに届出が必要です。お住まいの市・区役所または町村役場の国民年金担当窓口で加入の届出を行ってください。

※この他にもご質問があれば住民課戸籍年金係、もしくは年金ダイヤル(☎0570-05-1165)にお問合わせください。

障害年金受給等で国民年金保険料の法定免除を受けている方へ

【平成26年3月までは】

障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除といいます）となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときは保険料の後払い（追納制度）をご利用いただいていた。

【平成26年4月からは】

法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまりました。

納付申出により、以下の便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになりました。

- ・保険料の口座振替（手間いらずで便利）
- ・保険料の前納（保険料の割引あり）
- ・付加年金などの加入（お得な上乘せ制度）

【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申出書を提出してください。

詳しくは、上記の手続き先までお問い合わせください。



ペットはマナーを守って飼いましょう！

